

令和5年度諮問（情）第15号  
答申（情）第126号

「『知事にアクセス』事案について知事の意見があった場合に当該意見が知事の意向を反映している旨の主張の根拠が記載された文書の公文書非開示決定に対する裁決」についての答申



## 第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（文書不存在）は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和4（2022）年3月25日付けで、次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

「知事にアクセス」に寄せられた広聴事案の個票（以下「個票」という。）に知事が記載した「〇〇か？」の文書のみで知事の意向を反映しているといえる根拠論理を開示ください。

### 2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求の対象となる公文書は保有していないことから、条例第11条第2項による公文書非開示決定を行い（以下「本件処分」という。）、令和4（2022）年4月8日付けで審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、令和4（2022）年4月12日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第19条第1項の規定により令和6（2024）年3月27日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、文書を開示するよう求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求書によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 個票に知事が記載した「〇〇か？」のみでは、知事が何の意見を言っているか分からないため、知事の意向を反映した証拠文書とはいえない。

(2) これに対し、実施機関は証拠文書にできると言っているため、意見が平行線になったことから、やむを得ず、実施機関の知事の意向を反映していると

の意見が妥当であり、正当である根拠論理の開示請求をした。

- (3) 実施機関は、本件開示請求に対してどのように対応するか協議し、根拠論理の構築ができないことから、非開示決定をしたものとする。
- (4) よって、本件開示請求に係る公文書は存在すると考えられるため、当該公文書の開示を求める。

#### 第4 実施機関の主張要旨

本件開示請求に係る公文書は作成しておらず、存在しない。このことは、『知事にアクセス』事案について知事の意見があった場合の取扱いの根拠の公文書非開示決定に係る審査請求に対する裁決』についての答申（令和4（2022）年6月3日答申第105号）において、栃木県行政不服審査会から非開示決定が妥当である旨の判断が示されている。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、公文書は原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。
- (2) 法第2条は、「行政庁の処分不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法」（総務省行政管理局）によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」とされており、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性又は不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、本件処分について、(1)の基本的な考え方及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

##### 2 対象公文書の特定について

審査請求人が本件開示請求で求めた公文書は、知事が個票に記載した「〇〇か？」の文書のみで知事の意向を反映しているといえる根拠が記載された公文書である。

これに対して、実施機関も知事が個票に記載した「〇〇か？」の文書のみで知事の意向を反映しているといえる根拠が記載された公文書を対象公文書と判断しており、審査請求人の求める文書と実施機関の解釈に相違点は認められないことから、実施機関の対象公文書の特定は、妥当である。

### 3 対象公文書の存否について

審査請求人は、知事が個票に記載した「〇〇か？」のみでは、知事が何の意見を言っているか分からないため、知事の意向を反映した証拠文書とできない旨を主張する。

一方で、実施機関は、審査請求人が本件開示請求で求める対象公文書に該当するものは作成も保有もしていない旨主張する。

審査会において、実施機関に確認したところ、知事の意見が記載された個票は該当する所属に送付しており、必要に応じ、秘書室及び広報課を經由して補足説明等を行っているとのことである。

よって、個票に記載された知事の意向は該当する所属に伝わっていると考えられ、現在の運用で特段の問題がないことから、あえて審査請求人の求めるような文書を作成する必要はなく、対象公文書は存在しないとの実施機関の主張に不合理な点はない。

したがって、対象公文書が存在しないことを理由に公文書非開示決定を行った本件処分は、妥当であると認められる。

### 4 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6(2024)年3月27日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和6(2024)年11月22日 (第78回審査会第1部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和6(2024)年12月20日 (第79回審査会第1部会)	・ 第2回審議

## 栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長
藤 田 昌 子	人権擁護委員	
美野輪 茂	元栃木県理事兼美術館長	部会長職務代理者
和 地 郁 枝	弁護士	

(五十音順)